

利用者の管理責任

利用者は、善良な管理者の注意をもって当センターの施設及び附帯設備の利用にあたり、全て利用者の責任において催事を開催してください。利用にあたっては当センターの利用規則及び指示に従っていただきます。

1. 関係法令 東京都条例等の遵守

利用者は、関係法令、東京都条例並びに利用規則等に定められた事項を遵守するとともに、催事従事者・出展者・来場者等にもこれを周知徹底してください。

2. 利用者の管理責任

施設等の利用及び催事の管理・運営について、催事従事者・出展者・来場者の行為においても全て利用者の責任となります。

- 利用者は、会場及び催事全般についての管理責任者、窓口担当者を選任して当センターに届けてください。当センターと連絡・調整を図りながら、防災と事故防止に努めていただきます。
- 利用者は、施設と周辺地域・近隣住民に対する配慮、秩序維持、来場者の整理誘導及び搬出入車両の整理、作業員等関係者の管理・監督を行っていただきます。
来場者の自動車、自転車等の整理についても、責任をもって対応してください。
開催計画、地域対策が必要と当センターが判断した場合は、利用者の責任において必要な措置を講じてください。
- 警備については、利用者の責任において警備会社への委託又は警備責任者の配置等の警備体制を敷いてください。
- 利用者は、他の催事に迷惑や支障を及ぼすことのないように常に万全の配慮を行ってください。
- 施設内に利用者が持ち込んだ展示品、備品、機器、催事関係者の所持品等の保管については、利用者の責任となります。利用者は、責任をもって利用期間中の火災、盗難、損傷等の事故防止に努め、予め必要な対策を講じるとともに展示品等には必要に応じて損害賠償保険・傷害保険等の各種保険への加入をお勧めします。
- 利用期間中、利用施設内に設置した電気・水道設備の維持管理は、利用者において施工業者等を現場に配置し、万一事故が発生しても即時対応できるようにしてください。
- 緊急時は、当センターの指示に従って催事従事者・出展者・来場者の安全確保を行ってください。
- 利用期間中、地震の発生及び大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発令された場合には、当センターの防災ガイドライン及び東京都帰宅困難者対策に沿った措置を講じてください。
- 利用期間中の施設保全や緊急点検等で、当センター職員及び関係者が会場内に立ち入ることがあります。予めご了承ください。